

意見書

平成17年3月1日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
代表取締役社長 孫 正義
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

涉外第16-0492号

郵便番号 105-7316
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
氏 名 日本テレコム株式会社
代表執行役社長 倉重 英樹
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]
([REDACTED] : [REDACTED])

郵便番号 111-8016
住 所 東京都港区台場二丁目3番1号
氏 名 日本テレコム・アイディーシー株式会社
代表取締役社長 笠井 和彦
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]
([REDACTED] : [REDACTED])

平成17年1月28日に意見募集がなされた「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに

弊社としては、高コスト地域の利用者に対し、必要最低限の通信手段を確保するという、ユニバーサルサービス基金制度の趣旨には賛同いたします。

しかしながら、ユニバーサルサービス基金制度は、全体として競争下にある電気通信事業において、特定の事業者に対し競争事業者から補助を行うものであり、競争事業者に新たな支出を求める制度です。このため、運用によっては負担事業者の経営状態や事業計画に大きな影響を与える可能性もあり、公正な競争を促進し、電気通信事業の健全な発展を促すためには、制度の見直しにあたり慎重な検討が必要と考えます。

また、制度の見直しにあたっては、競争構造を歪めないよう十分な検討が必要であるとともに、接続制度やプライスカップ規制、利用者料金と接続料および小売コストとの関係の検証（いわゆるスタックテスト）等、料金に関する諸制度との整合を図るべきと考えます。

下記に弊社の考えを述べさせて頂いておりますので、宜しくお取り計らいの程お願いいたします。

なお、本意見書にて述べる個々の論点に対する弊社の意見は、本意見書全体の意見の流れを前提としているものであり、個々の論点についてその前提が変わる場合には、当社の考え方も変わり得ることを申し添えさせていただきます。

1. ユニバーサルサービスの範囲について

- ・ 基礎的電気通信役務の範囲と、ユニバーサルサービス基金補助の対象範囲は、異なってもよいと考えます。ユーザーからみた最低限のサービスの確保という観点からは、現在の基礎的電気通信役務相当の機能が提供されていればよいと考えます。ただし、低廉なコストで安定的に提供できるのであれば、技術に縛りをつける必要はないと考えます。

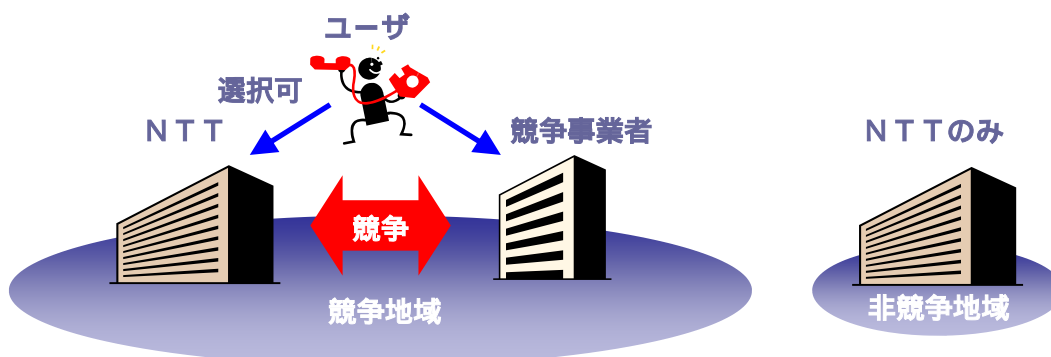
2. ユニバーサルサービスの提供・維持に係る費用の算定方法について

(1) 基本的な考え方

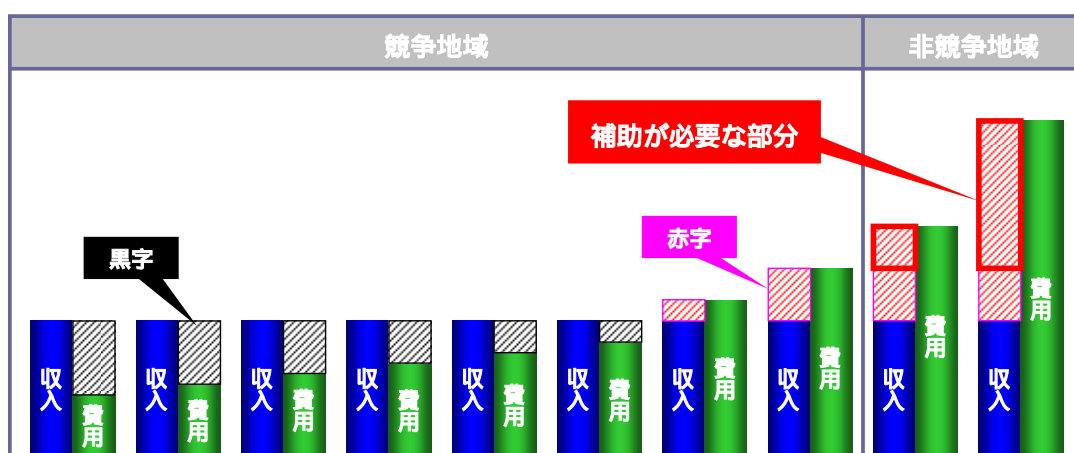
- ・ ユニバーサルサービス基金の目的は、利用者の保護です。利用者の保護という観点からは、現時点においてユニバーサルサービス全体として黒字であり、あるエリアから撤退するという状況にはないことから、現行の算定方式（収入費用方式相殺型）で黒字である場合、ユニバーサルサービス基金による補助がなくてもサービス提供の維持は可能であると考えます。
- ・ 一方、公正競争条件の確保の観点からは、現行方式ではNTT東西殿が競争的に行った値下げによって赤字が発生した場合にも、補助が行われるという問題があります。
- ・ したがって、赤字が発生する事態となった場合には、制度の目的・競争環境下での事業経営の観点から、以下に述べるような適切な方式で算定すべきと考えます。

(2) ユニバーサルサービスコストの算定方法

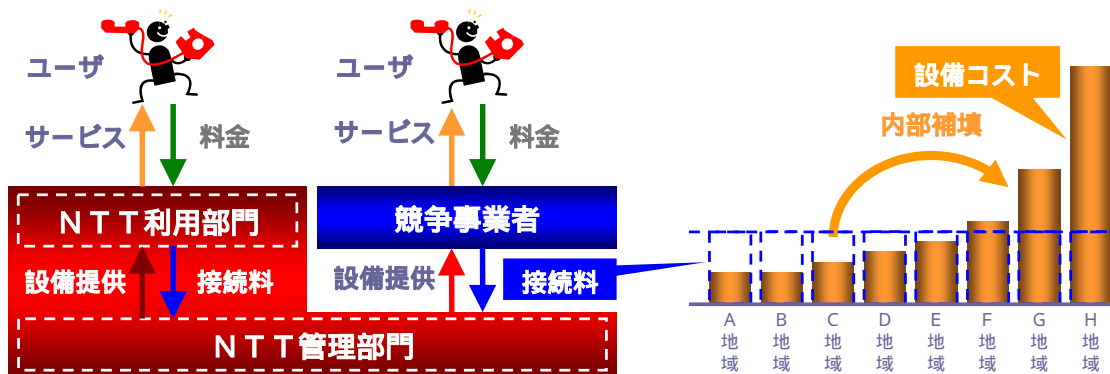
- ・ 利用者の保護という観点からは、競争地域では、利用者が事業者を選択することが可能です。
- ・ また、競争地域において、特定の事業者のみに対して補助を行うことは、競争構造を歪めることとなります。
- ・ したがって、利用者が複数事業者の中から選択可能な地域については、特定事業者への補助は不要と考えます。

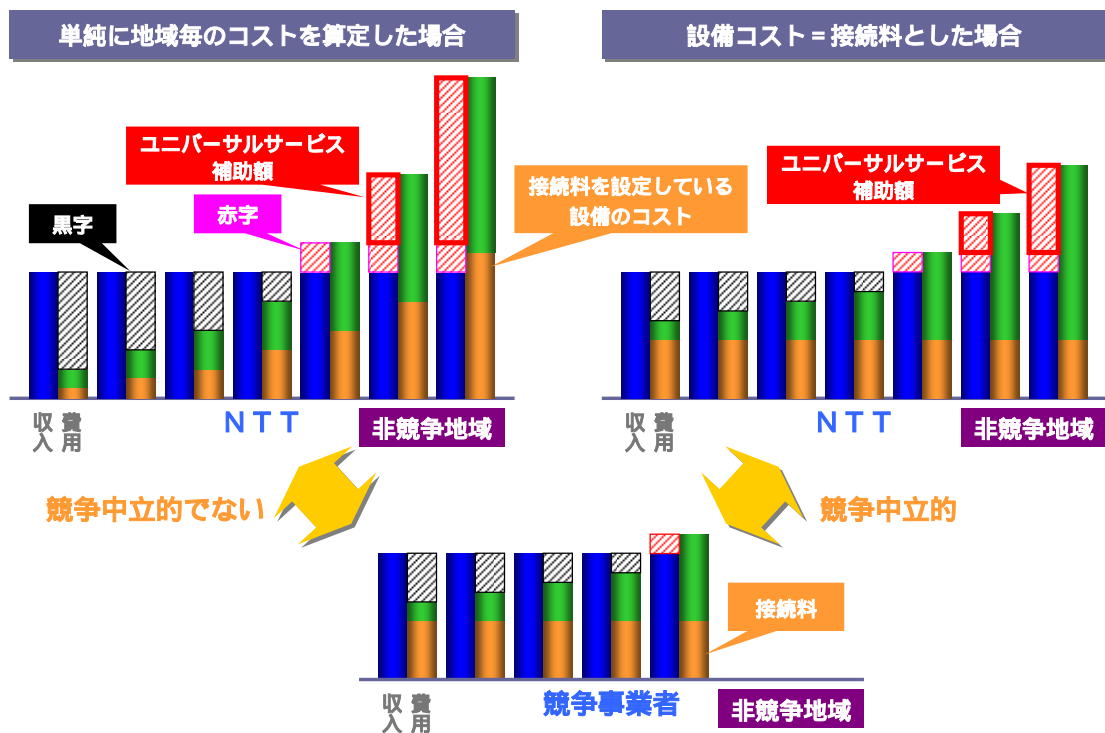


- ・ この場合、競争地域 / 非競争地域の判断は、N T T東西殿の収支によって決まるものではありません。
- ・ 例えば、弊社の直収電話サービスは、来年度中に全国 3,500 局（人口カバー率 94%）にてサービス提供を行う予定であり、その中には、N T T東西殿の収支が赤字の地域もあります。
- ・ 競争下では、それぞれの事業者が赤字 / 黒字を含め、全体で事業を成り立たせるものであり、競争地域における赤字を考慮する必要はないと考えます。
- ・ 本当に補助が必要な部分は、競争事業者が参入していない地域において、競争地域よりも更に赤字が増加した部分と考えます。



- ・ また、サービスベースでの競争が行われている場合、N T T利用部門と競争事業者は、N T T管理部門から独占設備を借り、接続料を支払っています。N T T管理部門の独占設備のコストは均一接続料により回収が保証されています。N T T利用部門にとって、設備の調達価格（= 接続料）は全国均一であり、そのような構造を前提として、事業を成り立たせています。
- ・ したがって、ユニバーサルサービスコストの算定にあたっては、独占設備に関する上記のような構造を前提とし、均一接続料をベースとした設備コストの算定を行うべきと考えます。このような構造を適切に反映しない場合、競争事業者とN T T東西殿との競争中立性が確保されないものと考えます。





(3) 利用部門コストの扱いについて

- ・ 他事業者が参入していない非競争地域において、利用部門の収支に競争地域以上の赤字があるのであれば、その部分に対する補助は必要と考えます。しかしながら、NTT東西殿が過去の情報通信審議会のヒアリングで述べたように、利用部門費用には大きな地域間格差があるとは認識しておりません。
- ・ また、利用部門費用には、我々のような他事業者との競争に関する費用（販売費等）が含まれております。仮に補助を行う場合でも、競争関連費用をライバルが補助するようなことがないよう、具体的な算定についてオープンな場での十分な精査が必要と考えます。

(4) NTSコストの扱いについて

- ・ 平成17年度以降電話接続料から段階的に控除されることとなったNTSコストは、ドライカップ接続料等の加入者回線接続料では回収できないコストと認識しております。
- ・ しかしながら、競争事業者が参入していない地域において、競争地域以上の赤字が発生するようであれば、その部分に対する補助を行うべきであり、電話接続料から控除されたNTSコスト全てに対して補助を行う必要はないと考えます。

3. ユニバーサルサービスの提供の維持・確保に係る費用をどのように負担するか

- ・ ユニバーサルサービスによって受益を受けている事業者が負担するという観点からは、従来の対象事業者を変える理由はなく、負担比率についても従来の比率を変える理由はないものと考えます。
- ・ ただし、本来、ユニバーサルサービスの維持は、利用者全体のコンセンサスを得られた部分に対して行われるべきと考えます。また、当社としては、事業者としてのコスト削減努力は適切にお客様料金に反映していきますが、ユニバーサルサービス基金の負担は、事業者の努力によってマネージできるものではありません。したがって、お客様請求書へ負担額を明示することにより、利用者による基金制度への監視を行うべきと考えます。
- ・ 更に、事業者間で補助を行う制度があるのは、電気通信業界のみであり、ユニバーサルサービス基金制度は他業種から見ると極めて特殊な制度と考えます。通常、このような補助は公的支援によって行われるべきものであり、国・地方公共団体による補助も合わせて行うべきと考えます。

以上